

令和8年度

夏の交通事故防止運動

【令和8年7月11日(土)～7月20日(月)】

1 高齢者とこどもの交通事故防止

- 道路を横断する時は、飛び出さず、一旦止まってから左右の安全を良く確認しましょう。
- 早朝、夕暮れ時、夜間に外出する際は、明るい服装を着用しましょう。
- 横断歩道があるところでは、必ず横断歩道を渡りましょう。また、横断歩道の中央付近では、左側から車などが来ないか、もう一度左側を確認しましょう。



2 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 「道路交通法」や「かごしま自転車条例」、「自転車安全利用五則」に定められた交通ルールを守り、万が一の交通事故に備えてヘルメットを着用し、自転車損害賠償保険に加入しましょう。
- 自転車の一定の交通違反に対する青切符制度が始まっています。自転車も「車両」であることを忘れずに、交通ルールを守りましょう。



3 飲酒運転の根絶

- 飲酒運転は、悪質・危険な犯罪行為です。一人一人が「飲酒運転を絶対にしない・させない」という強い意志を持って、飲酒運転を根絶しましょう。



4 全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

- シートベルトやチャイルドシートは、交通事故が起きた際に命を守る大切な装備です。全ての座席でシートベルトとチャイルドシートの着用を徹底しましょう。



【事務局：鹿児島県男女共同参画局 暮らし共生協働課】